

湖西市農業委員会議事録（3月）

招集年月日	令和4年3月15日（火）									
招集の場所	防災センター 2階									
開閉会日時及び宣告	開 会	3月15日（火） 午後2時00分				議長	内山 吉朗			
	閉 会	3月15日（火） 午後2時25分				議長	内山 吉朗			
出席並びに欠席委員 出席18名 (欠席2名) 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 ▲公 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会議録署名委員	6番	河邊 勝彦			10番	山本 晴夫				
職務のため出席した者の職氏名	局長 主 査	北見 浩二 高柳 佳世			次 長	吉田 善行				
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第12号 非農地証明願について 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第6号 農地法第3条届出受理について 報告第7号 農地法第4条届出受理について 報告第8号 農地法第5条届出受理について 5 その他 6 閉 会									
会議の経過	別紙のとおり									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和4年3月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日は、委員全員出席でございます。過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会3月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長)

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号6番の河邊勝彦委員と10番の山本晴夫委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は4件です。

申請番号5番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号5番及び図面のNo.1です。申請地は[]から北東へ[]のところに位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は昨年12月に3条で農地を取得した[]にお住まいの方で、自作地と借地の合計33,366㎡を年間150日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、バナナをハウス栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、苗の購入先であるD&Tファームで研修を受け、指導をしてもらいながら耕作していくこととなっております。また、自宅から申請地までは車で約1時間強かかり、申請者が来られない場合は、湖西市に住む農業者やパート数名に従事してもらいながら通年耕作をしていく計画であります。権利取得後の耕作地面積

も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。石田浩章委員、補足説明をお願いします。

石田委員

3月3日に三浦推進委員と現地確認を行いました。申請地は、[]の北側の田んぼで、東側に道路、西側に水路、北側と南側は田んぼです。農地取得後は、田んぼに70cmから80cmほどの土を入れ、その上にバナナのハウスを建てる計画です。両隣との農地の所有者とも土地の境界を確認しながら、バナナのハウスをなるべく南側に建てて、北側の田んぼが日陰にならないようにということで、北側の田んぼの人も同意しています。また、周辺農地にも影響はないため、問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号6番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号6番及び図面のNo.2です。申請地は[]から南西へ[]のところに位置する農地で、今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は、自作地8,873㎡を年間150日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、甘藷を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。疋田委員、補足説明をお願いします。

疋田委員

3月9日に荻野推進委員と現地確認を行いました。この土地は、以前から[]が借りて耕作していた土地で、今回贈与による権利移転に至ったということです。東側に住宅がありますが、これは[]の兄弟の家で、周辺との問題もないと思われます。[]自身も観葉植物などを栽培して毎日農業に従事しており、問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号7番、8番について一括して説明します。資料は議案書の2ページ番号7番、8番及び図面のNo.3です。7番の賃借人は、[]に本社のある法人で、下部農地の耕作を行う者です。8番の受人は、[]に本社のある法人で、太陽光発電設備を設置する者です。今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[]から北へ[]のところに位置する農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第3条第3項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

山本委員 ■■■の案件は、田んぼに土を埋め立てて畑にするということですが、埋めていった場合に、排水と給水はどう対処しますか。

事務局 給水は、湖西用水と協議をしているようなので、おそらく給水管から引っ張ると思います。排水は、建築業者も入るので、業者に確認させていただきます。

議長(会長) 他にないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第9号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。申請番号2番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号2番及び図面のNo.4です。この度、家族が増え、今の家では手狭となったことから、離れを新築するための申請に及んだものです。申請地は、■■■から南東に■■■のところに位置し、市街地の区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は離れ1棟13.27㎡の転用で、全体の敷地に対する建蔽率も22%以上であり、配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は自然浸透、汚水は浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員 3月5日に小原推進委員と現地確認を行いました。地図にもあるように、親から譲り受けた自分の敷地の北側に40年くらい前に家を建て、南側は畑として使われていたのですが、今説明があったとおり、家族が増えたということで、増設したいという案件でした。見たところ、自分の敷地の中で宅地に転用するというので、東側は宅地、西側は荒地、北側は耕作地となっておりますが、進入路が確保されており、特に周辺への影響はないようですので、問題ないと思います。以上です。

事務局 以上で、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。
(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 10 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 11 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 1 件です。申請番号 2 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 2 番、図面は戻りまして No. 3 及び別添資料 1 です。賃借人は、3 条の番号 8 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [] から北へ [] のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270w、1.63 m²の太陽光パネルを 292 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 707 m²のうち支柱部分 2.91 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われま。下部の農地における営農状況は榊が 72 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、別添資料 1 のとおり、榊の樹高は約 150 c m 以上、幅 100 c m 以上となっております。今後も引き続き消毒を中心に発育状況を見ていき、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

3 月 14 日に伊藤推進委員と現地確認を行いました。仕事場から近いため、いつも目にしているところ。写真は非常にいいところを撮ってくれていますが、生育が不揃いなのと、中には枯れて補植したようなところもあり、営農として成り立つにはまだまだ時間がかかるのかなと見てまいりました。以前北側の家庭菜園をやっている方と、すぐ近くに建てられると困るといふ話もあったのですが、今はそういう問題もないようですし、耕作している方もたまに来ている姿も見ますので、特に問題ないと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 11 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 12 号非農地証明願について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

非農地証明願につきまして、申請件数は 1 件です。

申請番号 2 番について説明します。議案書の 8 ページ、番号 2 番、図面の No. 5 及び別添資料 2 をご覧ください。

申請者は、■■■■にお住まいの■■■■です。申請地は、■■■■から西に■■■■のところに位置します。現状は宅地で、非農地となった経緯は、昭和 36 年 11 月 17 日に隣接する土地を宅地に地目変更したときから宅地の進入路として利用しており現在に至ります。つきましては、線引き前から宅地の一部として利用しており、また非農地証明の基準である「建築物等の敷地として相当のものであり、かつ、建築後 10 年以上経過しており、農地への復元が容易でない」とみとめられるもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

3 月 4 日に藤下推進委員と現地確認を行いました。申請地は写真を付けていただいているとおり、住宅への進入路ということで、面積としてもごくわずか農地として残っていたということで、昭和 36 年から長い間このような形となっておりますので、説明どおり非農地証明を交付することに問題ないと思います。

事務局

以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 12 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 13 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書の 10 ページをご覧ください。

公告予定が 3 月 18 日の利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 18 筆、27,249.19 m²の内、1 筆 2,089 m²が新規、残り 17 筆、25,160.19 m²が更新であります。

次に、議案書の 13 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 22 筆あります。県の農業振興公社が合計 28,178 m²の農地を 17 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、22 筆の内 5 筆を新規で■■■■に本社を置く■■■■

■に配分を予定し、残りの17筆は現在配分されている5名に引き続き配分を予定するものです。

説明は以上です。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第13号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書16ページをご覧ください。

報告事項第6号について、農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書19ページをご覧ください。

報告事項第7号について、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が2件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書21ページをご覧ください。

報告事項第8号について、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が2件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長(会長)

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、4月15日(金)、午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

(その他連絡事項)

議長(会長)

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 3 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 25 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 河邊 勝彦

委 員 山本 晴夫